内訳

一、電力料金　一金四百円也
一、健康保険料　一金百拾円也
一、消耗品代金　一金弐百円也
一、機械器具修繕補足ノ為金百円也
一、従業事務員ニ給ス　一金百九十円也

以上

六、一ヶ月ノ総収入ガ前項ノ経費ニ満タザル時ハ甲ハ工場賃貸料ヲ免除スル事
七、職工ヲ新ニ増員スル場合ニハ其増員スベキ職工ニ付キ甲ニ相談スルコト
八、松本製材所ノ名称ハ変更セザルコト
九、東京電燈株式会社ニ対スル未払金及今後ノ電力料ハ全部乙ニ於テ負担シ支払解決スルコト、
一〇、記載各項ニツキ甲乙両者誠意ヲ以テ実行スルコト
右契約成立ノ証トシテ同時ニ正副二通ヲ作製シ甲乙各自署名捺印ノ上之ヲ所持ス

昭和五年二月二十日

深川区霊岸町一二二番地
甲　松本芳蔵
乙、委員長　命沢兵
委員　池田和
小見山八百吉、荒藤蔵、素藤
荒川米吉、餅田虎、小松橋貞三次郎

'5.4.16
1138

労秘第一一四〇號
昭和五年四月十一日

警視総監　丸山鶴吉

内務大臣　安達謙蔵殿
社会局長官殿

松本製材工場賃貸借ニ因ル労資紛議ニ関スル件（第二報）

（要旨＝労働者側ハ實力ニ訴ヘテ工場閉鎖ヲ取除カントシ暴行ヲ演ジタルヨリ関係者ヲ検束シタルガ所轄署長ノ斡旋ニヨリ九日ヨリ就業シツツ折衝スルコトトナリ一先ツ鎮静セリ）

首題工場ノ賃貸借ニ因ル労資間ノ紛議ハ前報後ノ状況左記ノ通ニシテ一先ツ鎮静セリ

A